

伊勢市駅前 C 地区第一種市街地再開発事業 101 条登記(表題登記)業務委託

特記仕様書(案)

【適用範囲】

本特記仕様書は、伊勢市駅前 C 地区市街地再開発組合(以下、「本組合」という。)が実施する『伊勢市駅前 C 地区第一種市街地再開発事業 101 条登記(表題登記)業務委託(以下、「本業務」という。)]について適用する。本業務は、本特記仕様書の他、契約約款、三重県業務委託共通仕様書(令和3年11月制定)一部改正(令和6年11月)等に基づき実施しなければならない。

【業務目的】

本業務は、伊勢市駅前 C 地区第一種市街地再開発事業において、法務局との協議を踏まえ、施設建築物の整備後速やかに、都市再開発法(昭和44年法律第38号。以下、「法」という。)第101条に基づく施設建築物の表示登記を行い、本事業を円滑に推進することを目的とする。

【業務内容】

主な業務内容:法第101条登記(表題登記)の嘱託登記申請

【成果品】

業務報告書 紙成果(A4 ファイル綴じ)1 部、電子成果品(CD 又は DVD)2 部

【特記事項】

- ①受注者は、三重県共通仕様書に基づき、業務着手時に委託業務着手届、管理技術者選任通知書、業務工程表を提出すること。
また、管理技術者に必要な保有資格者(土地家屋調査士)を配置する事。
- ②受注者は、本業務で知り得た情報を他に漏らさないこと。
- ③本業務で新たに作成するデータ等についての著作権は、全て本組合に帰属するものとする。
- ④本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、本組合事務局と受注者で協議のうえ決定する。
- ⑤業務完了後の本組合の検査に管理技術者は立ち会うこと。